北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

(下線は改正部分)

現	行		改	正	案	
第12条 市は、世帯主が法領	第9条第1項若しくは <u>第9項</u>	第12条	市は、	世帯主が法第9	条第1項若しく	は <u>第5項</u>
の規定による届出をせず、	苦しくは虚偽の届出をした場	の規定に	こよる届	引出をせず、 <u>又</u> は	虚偽の届出をし	<u>た場合</u> に
合又は同条第3項若しくは第	第4項の規定により被保険者	おいては	t、その	者に対し10万	円以下の過料を科	する。
証の返還を求められてこれに	<u>に応じない場合</u> においては、					
その者に対し10万円以下の	過料を科する。					